

## 基本理念及び第5回審議会資料6(各論の項目についての、これまでの主な意見)への追加意見

宮城県立名取病院 猪俣好正

### 基本理念

#### ○ノーマライゼーション社会の実現

- ・「地域性の原則」を確認し、精神障害者が、可能な限り住み慣れた地域社会で安心して生活できる体制を築くこと、
- ・すべての精神障害者が、人間としての尊厳を尊重され、社会の一員として、自ら主体的に生きがいをもって健康で質の高い生活を営むことが可能となる社会を目指すこと（権利性の原則）
- ・年金、医療、福祉、介護保険、雇用等、社会保障制度全体の中で精神障害者を支える施策が提供されなければならないこと（統合性の原則）
- ・障害保健福祉圏域を策定し、市町村の責任と役割を強化することにより、きめこまかな地域生活支援対策を講じること

#### ○社会的入院の解消と精神病床数の適正化

- ・7万人を超えるとされる社会的入院者の解消を図るために、在宅生活支援施策の充実や社会復帰施設の整備を進め、社会的入院解消のための年次計画を策定すること
- ・長期入院患者や高齢入院精神障害者の精神保健、医療、福祉にわたる幅広いニーズを把握し、ノーマライゼーション理念に基づく総合的な施策を講じること。
- ・精神病床数適正化のための具体的な年次計画を策定すること。

#### ○適切な精神医療の確保

- ・精神病床の機能分化を推進し、人員配置基準を見直すことにより、精神科医療水準の向上を図ること
- ・二次医療圏毎の地域医療計画を策定することにより、身近なところで良質な精神科医療を受けられる体制を整備すること

### 基本原則の確認

「**権利性の原則**」：精神病者の保護および精神保健ケアの改善のための国連原則1「基本的な自由と権利」に則り、精神障害者は人道的かつ人間固有の尊厳が尊重され、最も有効な精神保健サービスを受ける権利を有することの確認。

「**統合性の原則**」：医療、保健、福祉施策のみならず、年金、介護保険、雇用等、社会保障制度全体の中で精神障害者の暮らしを支える施策が必要であること。とりわけ、介護保険制度との連携強化は緊急の課題と思われる。

「**地域性の原則**」：国連原則3に則り、すべての精神障害者が可能な限り、地域において生活し働く権利を有することの確認。

「**当事者主体の原則**」：利用者が、自ら十分に内容を理解し、主体的に選択できるサービスの提供が必要であり、そのための十分な情報提供とエンパワメントの視点に立った施策が必要である。

「**当事者参画の原則**」：政策決定過程への当事者の参画が重要である。国や都道府県等の審議会には当事者が参画し、その意見が十分に反映されるものでなければならない。

「**透明性の原則**」：行政機関や医療機関の持つ情報を、当事者、国民に広く開示し、説明責任を果たす体制が必要である。

「**実証性・有効性の原則**」：諸施策の立案、実施にあたっては、十分なニーズ調査と政策評価を行い、公営住宅や民間賃貸住宅等の既存の社会資源を有効に活用するソフト面の整備が必要がある。

## 各論(追加事項)

### I. 精神障害者の地域生活の支援

- ・精神障害者を対象に含み、数値目標を掲げた市町村障害者計画の策定の義務づけ
- ・市町村における「精神保健福祉懇談会」および「精神障害者地域生活支援チーム」設置
- ・エンパワメントの視点に立って、当事者自身の力を引き出すピアサポート事業の実施
- ・高齢精神障害者に介護保険制度を積極的に適用するとともに、介護保険制度の見直しにあたっては精神障害者を含む若年障害者への介護保険給付が検討されるべきである。
- ・制度的無障害年金者の問題の早急な解決が検討されるべきである。
- ・精神科診療所群によるソフトな夜間精神科救急事業の創設

### II. 社会復帰施設の充実

- ・地域生活支援センター設置基準の見直しによる小規模作業所や NPO 法人による設置の促進と設置目標数の引き上げ

### III. 適切な精神医療の確保

### IV. 精神保健医療福祉関係職種の確保と資質の向上

- ・精神鑑定や人権擁護に関する研修の充実
- ・臨床心理士の国家資格化

### V. こころの健康対策の充実

- ・職場や地域におけるメンタルヘルス対策の充実
- ・児童虐待や児童思春期における精神保健対策の推進
- ・差別・偏見の解消に向けたアンチ・スティグマ行動計画の策定
- ・障害者差別禁止法および精神障害者権利章典制定の検討

#### VI. 精神保健医療福祉施策の評価と計画的推進

- ・社会的入院解消年次計画の評価と計画的推進
- ・精神病床適正化年次計画の評価と計画的推進

#### その他各論に含むべき事項

##### 就労保障

- ・旧厚生省施策（保護雇用、就労訓練事業）と旧労働省施策（一般就労）の連携・統合を進めること。
- ・ジョブ・コーチやグループ就労制度を取り入れること
- ・公的部門では先駆的に精神障害者の雇用に取り組むこと
- ・雇用義務制度を見直し、法定雇用率制度に精神障害者を算入すること